

○議事日程 (平成二十九年三月二十一日第三日)

日程第一	議案第一号	會議録署名議員の指名	日程第十三	議案第十号	町道路線の認定について
日程第二	議案第二号	議會運営委員会の報告	日程第十四	議案第十一号	町道路線の変更について
日程第三	議案第三号	諸般の報告	日程第十五	議案第十二号	町道路線の廃止について
日程第四	議案第四号	養老町中小企業・小規模企業振興基金条例の制定について	日程第十六	議案第十三号	平成二十八年養老町一般会計補正予算(第八号)
日程第五	議案第五号	養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について	日程第十七	議案第十四号	平成二十八年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)
日程第六	議案第六号	養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十八	議案第十五号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第一号)
日程第七	議案第七号	養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十九	議案第十六号	平成二十八年養老町上水道事業会計補正予算(第二号)
日程第八	議案第八号	養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	日程第二十	議案第十七号	平成二十八年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)
日程第九	議案第九号	養老町税条例等の一部を改正する条例について	日程第二十一	議案第十八号	平成二十八年養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第二号)
日程第十	議案第十号	養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	日程第二十二	議案第十九号	平成二十九年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第十一	議案第十一号	養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	日程第二十三	議案第二十号	平成二十九年養老町上水道事業会計の繰入れについて
日程第十二	議案第十二号	養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	日程第二十四	議案第二十一号	平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて

日程第二十五	議案第二十二号	平成二十九年 度 養老町 農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第二十六	議案第二十三号	平成二十九年 度 養老町 一般会計予算
日程第二十七	議案第二十四号	平成二十九年 度 養老町 国民健康保険特別会計予算
日程第二十八	議案第二十五号	平成二十九年 度 養老町 簡易水道特別会計予算
日程第二十九	議案第二十六号	平成二十九年 度 養老町 立食肉事業センター特別会計予算
日程第三十	議案第二十七号	平成二十九年 度 養老町 住宅新築資金等貸付特別会計予算
日程第三十一	議案第二十八号	平成二十九年 度 養老町 上水道事業会計予算
日程第三十二	議案第二十九号	平成二十九年 度 養老町 公共下水道事業特別会計予算
日程第三十三	議案第三十号	平成二十九年 度 養老町 農業集落排水事業特別会計予算
日程第三十四	議案第三十一号	平成二十九年 度 養老町 介護保険事業特別会計予算
日程第三十五	議案第三十二号	平成二十九年 度 養老町 介護サービス事業特別会計予算
日程第三十六	議案第三十三号	平成二十九年 度 養老町 後期高齢者医療特別会計予算
日程第三十七	報告第一号	専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉田 太郎

○出席議員

一 番 北倉 義博

二 番 岩 永 義仁

三 番 長 澤 龍夫

四 番 大 橋 三男

五 番 三 田 正敏

六 番 吉 田 太郎

七 番 早 崎 百合子

九 番 田 中 敏弘

十 番 松 永 民夫

十一番 林 輝 見

十二番 青 山 貞一

十三番 水 谷 久美子

○欠席議員

八 番 野 村 永一

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 大 橋 孝

副 町 長 長 谷 川 悟

教 育 長 並 河 清次

総務部長兼 田 中 信行

総務部	企画政策課長	川地憲元
総務部	税務課長	渡邊章博
住民福祉部	部長	野村博治
住民福祉部	部長	高木勉
住民福祉部	部長	高橋正人
住民福祉部	部長	松岡弘泰
住民福祉部	部長	田中一也
生活環境課	課長	佐藤嘉但
産業建設部	部長	高木伸一
産業建設部	部長	伊藤幸広
産業建設部	部長	大倉修
産業建設部	部長	前田勝治
産業建設部	部長	桐山一則
水道課	課長	田中隆
会計管理者兼	会計課長	佐藤昌子
教育委員会	事務局長兼	久保寺利明
教育委員会	総務課長	西脇正信
教育委員会	生涯学習課長	
教育委員会	スポーツ振興課長	

消防総務課長 近藤清隆

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 西脇和信
議会事務局書記 國枝利法

(開議時間 午前九時二十八分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

平成二十九年第一回養老町議会定例会の開催に当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立お願いいたします。

傍聴者の皆さんも御一緒にお願いたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席を報告します。

八番 野村永一君より、インフルエンザのため欠席の通告がありました。

ただいまから平成二十九年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、五番 三田正敏君、七

番 早崎百合子君を指名します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二、議会運営委員会の報告をお願いします。

ここで、三月十七日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等についての審査がされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 林輝見君。

○議会運営委員長（林輝見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る三月十七日金曜日午前八時五十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、第一回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

まず日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、議会初日に上程された議案の審議が終了後に、日程第三十七、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）を議案として上程し、審議することに決定いたしました。

次に、審議方法につきましては、日程第三十七、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告でありますので、上程後、報告のみを受けることと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に各常任委員会及び予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第四、議案第一号 養老町中小

企業・小規模企業振興基本条例の制定についてから日程第二十一、議案第十八号 平成二十八年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）までの十八議案を一括議題といたします。

この十八議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会報告を求めます。

総務民生委員会委員長 大橋三男君。

○総務民生委員長（大橋三男君） それでは、総務民生委員会より報告を行います。

去る三月八日、各委員並びに議長、執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正八件、平成二十八年度養老町一般会計及び特別会計補正予算四件の、合計十二件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と、審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第二号 養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてにつきましては、一部改正の具体的な内容は問いに對しまして、法定の情報連携に加えて、町条例で定める独自

利用事務の情報連携について、今回新たに加えられたものととの回答でございました。

次に、議案第三号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、里親と養子縁組里親の違いはの問いに對しまして、一般的な大きな意味での里親に對し、養子縁組里親とは、都道府県知事が行う研修を修了し、養子縁組によって養子となることを希望する者のうち、養子縁組里親名簿に登録された者との回答でございました。

次に、議案第四号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、適正就学指導委員会委員を教育支援委員会委員に改めるのは、ただ名称が変わったということかの問いに對しまして、委員会の事務としてはほぼ同一の内容で、名称の変更であるとの回答でございました。

次に、議案第五号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、日当の廃止による経費の積算はの問いに對し、一般会計での比較で、平成二十九年旅費総額が一千四百三万七千円、平成二十八年度が一千七百七十万円、三百六十七万二千円の減との回答でございました。

次に、議案第六号 養老町税条例等の一部を改正する条例についてにつきましては、町が所有する車両に関して、軽自動車税「環境性能割」は減免と理解していいのかとの問いに對して、減免ということではなく非課税という扱いになるとの回答でございました。

次に、議案第七号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてにつきましては、特に質疑、討論はございません

でした。

次に、議案第八号 養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、ごみ袋が新しくなるが、今までのごみ袋は使用できるのかという問いに對しまして、ストックしてあるものは全て使い切るまで有効との回答でございました。

次に、議案第九号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、特に質疑、討論はございませんでした。

次に、議案第十三号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第八号）に對しましては、山口俊郎基金について、著作権料が増であるが、毎年の動向はの問いに對しまして、年度によってかなり大きな開きがあり、過去五年間でも多いときには二百九十万円ほどである。カラオケ等で多く歌われたり、CD販売枚数等により変動するとの回答でございました。

次に、議案第十四号 平成二十八年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）に對しましては、特に質疑、討論はございませんでした。

次に、議案第十七号 平成二十八年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）に對しましては、地域密着型介護サービス費負担金九百十万六千円の補正額は、介護サービスの利用がふえたということかの問いに對しまして、今年度当初に、三事業所が地域密着型介護サービス事業所に変更になったためとの回答でございました。

次に、議案第十八号 平成二十八年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）に對しましては、介護予防支援事業とはの問いに對しまして、介護予防支援プランを作成することの

回答でございました。

以上、審査に付されました条例の一部改正八件、平成二十八年
度養老町一般会計及び特別会計補正予算四件の合計十二件の議案
につきまして、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案
のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告
といたします。

○議長（吉田太郎君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。
た。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。
なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、
所属外で審査経過及び結果についての質疑といたします。
質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 長澤龍夫君。

○産業建設委員長（長澤龍夫君） 産業建設委員会報告をいたしま
す。

去る三月八日、各委員並びに執行部の出席のもと、産業建設委
員会を開催いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定一件、条例
の一部改正が一件、町道路線の認定等が三件、平成二十八年度一
般会計及び特別会計補正予算三件、合計八件についてであります。
委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず議案第一号 養老町中小企業・小規模企業振興基本条例の
制定についてであります。

この条例に関する町内の中小企業・小規模企業はどれぐらいあ
るのかの問いに対して、平成二十六年経済センサス基礎調査結果
によると、町内業者の九八%ほどと推測されるとの回答でした。
第九条の支援について具体的な内容はの問いに対して、労務対
策費補助金、地域活性化事業補助金、経営発達計画支援の中小企
業の総合進行支援事業、商工会広報誌発行支援などとの回答でし
た。

条例制定後の対象に対する周知はの問いに対して、原案の段階
から商工会と金融機関等と協議して進めてきた。また、第四条第
二項に、町は中小企業等の振興に関する施策を実施する場合には、
中小企業者等及び商工会の意見を反映するよう努めるものとする
とあるので、周知を図りながら意見交換をさせていただくという
形で進めていくとの回答でした。

商工会へ加入していない企業は適用されないのかの問いに対し
て、商工会に加入している加入していないにかかわらず適用され
るとの回答でした。

第八条に定める地産地消についての考えはの問いに対して、地
産地消に対して改めて意識改革をして取り組んでいこうという基
本理念をうたったものとの回答でした。なお、この条例に基づい
た形での学校給食の地産地消に取り組んでほしいとの要望があり
ました。

次に、議案第四号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

農地利用最適化推進委員の月額基本額九千円にした根拠はの問
いに対して、農業委員の月額基本額が三日の活動時間で一万一千
五百円であることを基準として、農地利用最適化推進委員の月の

活動日数を二・五日と想定し、九千円と設定したとの回答でした。加算額の上限は提示されているのかの問いに対して、実績に基づく加算額であり、一人当たり月額一千三百円程度の上乗せを想定しているとの回答でした。

今回の改正により、農業委員会費の経費が増加するのの問いに対して、報酬費は増加するが、その分は交付金を財源として、一般財源は増加しないとの回答でした。

農地利用最適化推進委員は決定しているのの問いに対して、三月六日に応募を締め切り、定員数の応募があったとの回答でした。

農業委員の青年や女性の方は確保できたのの問いに対して、応募者には非農家の方、女性の方、青年層の方も見えた。三月末に選考委員会を開催し、六月議会には承認いただけるような形で進めていくとの回答でした。

次に、議案第十号 町道路線の認定についてから議案第十二号 町道路線の廃止についてまでの三議案に関しては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第十三号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第八号）に関してであります。

産業建設委員会関連で、まず歳出としては、農林水産業費の機構集積協力金交付事業費が四千三百二十六万円減であるが、集積面積の実績と要因はの問いに対して、平成二十八年度集積面積が四十九ヘクタール、機構集積の要件が大幅に改正されたことが要因との回答でした。

土地改良費の多面的機能支払交付金事業減額の内訳はの問いに対して、大規模案件等の転用により、対象面積が減少した分の助成金の減少のためとの回答でした。

有害鳥獣駆除事業費五百三十一万五千円の減の要因はの問いに対して、有害鳥獣被害対策の年度計画に対して、県からの割り当てである個体数調整が計画していた数字までの配分がなかったためとの回答でした。

次に、歳入としては、担い手確保・経営強化支援事業費補助金四百六十七万五千円減の要因はの問いに対して、十二月議会で補正して国への申請をしたが、岐阜県は一件も採択されなかったためとの回答でした。

次に、議案第十五号 平成二十八年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）に関しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第十六号 平成二十八年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）に関してであります。

耐震管布設補助金一千二百八十五万円減による計画への影響はの問いに対して、補助金の決定によるもので、計画への影響はないとの回答でした。

給水収益減についての要因はの問いに対して、配水流量が一月末現在で昨年の一月末と比較すると十万二千六百三十五立米減少している。トイレの省エネ化や人口減少等により、配水流量が減少したためと推測するとの回答でした。

以上、審査に付託された条例の制定一件、条例の一部改正一件、町道路線の認定等が三件、平成二十八年度一般会計及び特別会計補正予算三件、合計八件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査結果並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査経過及び結果についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

各委員会委員長に対する質疑が終わりました。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第四、議案第一号 養老町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第五、議案第二号 養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第六、議案第三号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第七、議案第四号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第八、議案第五号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第九、議案第六号 養老町税条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十、議案第七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十一、議案第八号 養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十二、議案第九号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十三、議案第十号 町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十四、議案第十一号 町道路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十五、議案第十二号 町道路線の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十六、議案第十三号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第八号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十七、議案第十四号 平成二十八年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十八、議案第十五号 平成二十八年年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十九、議案第十六号 平成二十八年年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十、議案第十七号 平成二十八年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十一、議案第十八号 平成二十八年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十二、議案第十九号 平成

二十九年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第三十六、議案第三十三号 平成二十九年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十五議案を一括議題といたします。この十五議案は、予算特別委員会に付託し、それぞれ審査されたので、ここで委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会報告を求めます。

予算特別委員会委員長 林輝見君。

○議会運営委員長（林 輝見君） 予算特別委員会の報告をいたします。

去る三月九日、十日、十三日の三日間にわたり予算特別委員会を開催し、今定例会で付託を受けました平成二十九年度一般会計及び特別会計等十一件の歳入歳出予算、並びに特別会計の繰り入

れ四件について審査いたしましたので、結果を報告いたします。

委員会では、各部署ごとに課長、係長等への質疑を行っていき、最後に町長を初め特別職や各部長等への総括質疑と、各委員での討論、採決、報告協議を行いましたので、重立った審査内容について報告いたします。

最初に、議案第十九号 平成二十九年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての主な論点は、次のとおりです。

一、今後の繰入額の見直しはの問いに対しては、事業収益で賄うのが本来であるが、収入が減ってきている。老朽化が進んでいるので、経費を精査しながら、これ以上繰入額をふやさないような運営に努めたいという回答でありました。

議案第二十号 平成二十九年度養老町上水道事業会計の繰入れについてから議案第二十二号 平成二十九年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの三議案は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第二十三号 平成二十九年度養老町一般会計予算の主な論点は、次のとおりです。

総務費関係としては、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の概要についての問いに対しては、新生養老まちづくり構想進行管理、ひょうたん活性化事業、養老改元一三〇〇年本祭事業の大きく三つの主要事業があり、総事業費一億六千六百六十二万六千円。

主なものとして、養老の滝ひょうたんイルミネーション総事業費三千六百四十四万円、養老改元フェスタ総事業費三千五百三十九万八千円。

地方創生推進交付金や清流の国づくり推進補助金等を活用し、財源確保に努めているという回答でありました。

地域自治町民会議の現状についての問いに対しては、地域自治

町民会議が設立されている上多度・笠郷地区については、既存の各種団体への補助金について協議し、町民会議へ一括交付できるものは集約した。

まだ設立されていない地区については、広幡地区は平成三十年四月設立に向けて設立準備委員会が立ち上げられ、小畑地区は説明会が開催された。他の地区においても説明会や勉強会を開催しており、今後も積極的に取り組んでいきたいという回答でありました。

なお、町民会議へ一括交付して各組織にて活用するのが本来のあり方であるので、そういう形で強く推進していただきたいとの要望がありました。

なお、他の要望事項としては、区長手当の見直しについて検討してほしいという要望がありました。

民生費関係としては、一、養北認定こども園整備事業の予算内訳についての問いに対しては、主に池辺育心会に対する整備補助金として四億二千五百九十八万五千円、第四期工事請負費として六百九十九万八千円、事業費の総額は六億一千三百円であり、差額を池辺育心会に福祉医療機構の融資を受けていただいて、負担をお願いする。

平成三十年度以降に事業実施主体の負担となる福祉医療機構の融資予定額の約一億八千七百万円について、償還金補助を町として池辺育心会へ行う予定であり、償還年数は三十年。二千万円を固定分として、残りの分を事業者負担が上限二分の一として償還金補助を行う予定であるが、少子化や運営の状況を鑑み、時期を見て見直す可能性もあるという回答でありました。

なお、各負担割合を文書化して配付願いたいとの要望がありました。

衛生費関係としては、一、公害対策管理費の内容についての問いに対しては、じんかい処理事業として、シルバー人材センターから派遣二名、十日分及び環境保全パトロール事業として、二人一組三班編成で不法投棄等のパトロールを、牧田川を重点的に行っている。また、河川管理者である国土交通省へ、平成二十九年に協力していただくよう依頼したという回答でありました。

なお、美しいまちづくり条例の普及啓発を行っていただきたいとの要望がありました。

農林水産業費関係としては、一、農業委員会費の農地利用最適化推進委員新設による報酬の増額分についての問いに対しては、一人当たり月額基本給九千円、加算額一千三百円であり、二十六人分の九カ月分で、合計二百四十一万二百円という回答でありました。

一、鳥獣被害総合整備対策事業の概要についての問いに対しては、防護柵を地元の自力施工で進めており、材料の発注は、町で基準単価までは全額補助している。今年度は小倉谷まで完成し、平成二十九年度は今熊谷まで一千五百メートル整備する。これにより、養老公園から南側は全て防護柵が完成するが、養老公園の北部はまだ整備できておらず、自力施工はなかなか難しいが、橋爪から若宮まで全て防護柵が整備されるよう進めているという回答でありました。

商工費関係としては、一、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業のまるごと肉まつり養老の詳細についての問いに対しては、養老公園第二駐車場にて二日間の開催で、出店者数は二十四店舗程度を想定している。出店者は町内店舗を中心とするが、町内の精肉業者等を通じて、他市町の出店者も募っていきたい。バーベキュー場の設置や、ステージイベントの開催も想定している。

予算内訳については、官民一丸となつて企画実施したく、運営委員会を組織し、そちらへの負担金として計上している。公益財団法人岐阜県産業経済振興センターの岐阜県地域活性化ファンド事業費助成金の活用も検討している。補助金額は五百万円で、採択されれば一般財源が減になるという回答でありました。

なお、他の要望事項としては、養老キャンプセンター維持管理の人材確保に努めてほしい。東海自然歩道の簡易な管理を地元委託しているが、安全面での配慮をお願いしたいという要望がありました。

土木費関係としては、一、東海環状自動車道促進事業の開通記念事業の内容と時期についての問いに対しては、時期については、国が平成二十九年度としか公表されていないため未定であるが、町としても一三〇〇年祭と絡めて実施できるよう早期の開通を要望している。

内容は、シンポジウム、ハイウエーウオーキング等を予定し、経費はシンポジウム関係として二百五十万円、イベント関係として八百万円を想定している。先日、実行委員会を立ち上げたところであり、委員のさまざまな意見を聞きながら進めているという回答でありました。

なお、町民参加型での実施を検討してほしいという要望がありました。

また、他の要望事項としては、改良住宅の法的措置は、わずかな金額の場合は、行政努力により行っていただきたいという要望がありました。

消防費関係としては、一、災害備蓄品の内容についての問いに対しては、栄養調整食品が三千二百食、アルファ米が二千食、缶詰が一千二百食、水が一千八百リットル、災害用トイレが二十二

基という回答でありました。

なお、要望事項として、防災ラジオが場所によって受信しにくいので、対策を検討してほしいという要望がありました。

教育費関係としては、一、留守家庭児童教室事業を六年生まで拡大することについての問いに対しては、四年生の利用が少なく、六年生までのニーズが余りないと想定される。また、資格を持つ指導者の確保が難しいという回答でありました。

なお、ニーズがなくても、少子・高齢化による人口減と子育て支援の充実の観点から、枠だけでも総合的に検討してほしい。留守家庭児童指導員の資格取得研修費の助成を検討してほしいという要望がありました。

二、小学校情報化推進事業のLAN整備は全校となっているが、タブレット整備についてはの問いに対しては、全校順次整備していくと整備期間が長くなるため、平成二十九年度はLAN整備を未整備の学校で行い、その後一括でタブレットを整備する予定という回答でありました。

なお、タブレット整備に差ができると子供にとっては影響が大きいので、早急な整備をとるという要望がありました。

また、他の要望事項としては、愛の詩朗読者は著名人ではなく、今養老町に見える人材をうまく使った形にしてほしい。養老マイソングCDを町のイベント時にBGMとして使用するなど、PRとなる活用方法を検討してほしいという要望がありました。

次に、議案第二十四号 平成二十九年度養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

平成三十年度からの広域化に伴う保険税の見直しはの問いに対しては、広域化に向けて国で試算が行われており、まだ確定ではないが、平成三十年度に保険税が上がる可能性があるという回答

でありました。

保険税改正内容の基本的な考え方はの問いに対しては、今回所得割のみ改正を行った。現在、三十年度に向けて賦課方式を検討されている状況であり、養老町を含め県下の大半は所得割、資産割、平等割、均等割の四方式で賦課しているが、国・県は資産割を除いた三方式で検討が進んでいることを鑑み、所得割のみを改正したという回答でありました。

次に、議案第二十五号 平成二十九年養老町簡易水道特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第二十六号 平成二十九年養老町立食肉事業センター特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

一、新食肉基幹市場新設の状況はの問いに対しては、協議会にて市長会及び町村会として参加することとなり、県下を五ブロックに分けて四十二市町の負担割合を検討したが、合意には至らず引き続き協議を進めているという回答でありました。

次に、議案第二十七号 平成二十九年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

一、不納欠損について平成二十九年の考え方はの問いに対しては、時効成立しているものの中で、時効の援用がされたものについて不納欠損を行う。それ以外は、訴訟も含めて債権の回収を進めている。訴訟により支払い命令が出たもので、債権者に支払い能力がないものについては、国の助成金を活用したいという回答でありました。

次に、議案第二十八号 平成二十九年養老町上水道事業会計予算の主な論点は次のとおりです。

分納誓約の履行の状況についてはの問いに対しては、現在の分納誓約合計は七十三件、うち今年度二十九件誓約した。不履行が

あれば、給水停止を行っている。今年度、給水停止予告通知書七回、三十一人、給水停止通知書十一回、十九人、執行通知書六回、十人に送付しており、未納額計七百三十四万八千八百八十八円のうち、二十九人、五百五十万二千六百六十六円が納入されたという回答でありました。

次に、議案第二十九号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

一、下水道整備事業推進費について、下水道法による事業計画業務の概要はの問いに対しては、マンホール陥没等での事故を防止するための点検を組み入れた事業計画であるという回答でありました。

次に、議案第三十号 平成二十九年養老町農業集落排水事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

一、歳出が三千万円に対し、使用料収入が六百四十万円であることについての問いに対しては、公共下水道の料金に合わせて設定しているので、比率が悪い。今後は、下水道の見直しによる料金等も含めて検討していきたいという回答でありました。

次に、議案第三十一号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

一、新年度から要支援一、二の方の訪問介護とデイサービスが新総合事業へ移行されるが、サービスは確保されているのか。また、要支援者の伸び率が推計を上回った場合の対応はの問いに対しては、総合事業については要支援一、二の方が対象で、チェックシートにより認定審査会を通さずに認定できるのがメリットであり、現サービスをそのまま移行するだけなので、サービスが低下することはない。給付が伸びる可能性があるが、場合によっては補正で対応したいという回答でありました。

二、家族介護支援事業の改正内容はの問いに対しては、平成二十七年度は要介護四、五の家族の方が対象であり、二百三十三件であったが、平成二十八年度から要介護四、五で介護サービスを利用せず、在宅介護をしている家族の方が対象となり、十五件である。対象者には、町から申請書を送付して勸奨しているという回答でありました。

なお、要望事項としては、介護給付費準備基金や国の特例措置などを大いに活用してほしい。保存しておきたくなるような介護予防パンフレットを作成してほしいという要望がありました。

次に、議案第三十二号 平成二十九年養老町介護サービス事業特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

一、介護サービス管理事業について、iPad使用中止の理由はの問いに対しては、医療機関が使用していた情報がかなり高度であり、ほかの職種の連携に使用することが難しいと判断したという回答でありました。

次に、議案第三十三号 平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計予算の主な論点は次のとおりです。

一、後期高齢者医療の対象者増加見込みはの問いに対しては、平成二十八年度四千四十人に対し、平成二十九年四千二百六十人で、百二十人増の見込みという回答でありました。

次に、総括質疑の主な論点は、次のとおりです。

一、平成二十九年度において、養老改元一三〇〇年祭事業以外で町長の考える最優先の課題はの問いに対して、少子・高齢化が最優先に考えていく課題であり、そのための一三〇〇年事業であり、協働のまちづくり事業であると考えているという回答でありました。

一、養老改元一三〇〇年祭事業による経済効果の見込みはの問

いに対して、養老改元一三〇〇年祭単一事業だけで効果を得るものではなく、一三〇〇年祭に向けて養老インターチェンジの開通や道路等の改修、拡幅等が行われてきたことから、町にもたらす利益は直接的でなくても、かなりのものを期待できると考えている。

なお、要望事項としては、元正天皇役の鈴木ちなみさんや町観光大使である敦士さんとうまくタイアップした集中投資をお願いしたい。若者や児童を含め、今ある町の人材を生かす形を検討してほしいという要望がありました。

また、他の要望事項として、養北認定こども園建設について、池辺育心会への当初の予算配分よりも町の持ち出しが増加している。財政的な状況を適度に報告願いたいのと、正確な各負担割合の資料をいただきたい。道路橋梁新設改良費について、各地域から道路や悪水路の改良の要望が多いので、ほかの事業でしわ寄せが来ないように対応してほしいという要望がありました。

以上、審査に付された平成二十九年一般会計及び各特別会計等の十一件の歳入歳出予算、並びに特別会計の繰入れ四件についての議案については、このような質疑、討論を経て採決の結果、議案第十九号 平成二十九年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第二十二号 平成二十九年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの四議案と、議案第二十五号 平成二十九年養老町簡易水道特別会計予算から議案第三十三号 平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの九議案の計十三議案については全て挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第二十三号 平成二十九年養老町一般会計予算と議案第二十四号 平成二十九年養老町国民健康保険特別会計予算の二議案については挙手多数に

より、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査経過及び結果についての質疑といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより暫時休憩といたします。

再開は十時五十五分といたします。

（午前十時三十六分 休憩）

（午前十時五十二分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

これより順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第二十二、議案第十九号 平成二十九年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決するものです。

本案は委員長報告どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十三、議案第二十号 平成二十九年度養老町上水道事業会計の繰入れについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十四、議案第二十一号 平成二十九年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十五、議案第二十二号 平成二十九年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十六、議案第二十三号 平成二十九年年度養老町一般会計予算の討論を行います。

まず反対討論を許可いたします。

反対討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶあり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次の点を申し述べ、反対討論といたします。

新年度予算案は、財政調整基金など町民の積立金を六億四千七百七十七万七千円切り崩し、充当し、編成されたことです。

特に、当町の財政調整基金は、条例で健全な財政運営に資するためその額を十三億円としています。第三条の積立金の処分では、地方財政法第四条の四の規定を定めています。

地方財政法第四条の四では、次の五点を規定しています。

一、経済事情の著しい変動などにより財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるためのもの。

二、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収

を埋めるための財源に充てるとき。

三、緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費、その他必要やむ得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

四、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得などのための経費の財源に充てるとき。

五、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるときと規定しています。

議会初日の一般会計新年度予算の総括質疑で、町長は養老町財政調整基金条例の内容を熟知されていませんでした。切り崩した四億円を含め、十三億円を堅持するための町財政運営計画への確かな答弁もありませんでした。

基金は、町民の大切な、いわば貯金です。議会に、条例に基づく、また地方財政法に基づく丁寧な説明があるべきです。

二点目は、仮称養北認定こども園の建物の建設事業費の負担割合についてです。

担当課長から二月二十七日、建設費五億八千万円の規定負担割合、つまり国七％、県約一五％、町約四七％、事業実施主体約三％を事業主体の三一％、一億八千万円のうち、二分の一の九千万円を町が補助すると議員に伝えられました。

民間園が委託経営する施設に、町が九千万円差し上げるといふものです。当然、この問題は予算特別委員会でも議論しました。

なぜ町長は、このような政治的判断をせざるを得なかったのか、なぜ二分の一の大きな負担を町が補助するのか、その政治的判断は、平成二十七年三月に事業者を決定した際に合意されていたのだとしたら、議会軽視も甚だしいと言わなければなりません。

町長は、この間、事業実施主体の理事長とは二回会い、話をし

た。また、立ち話もしていると述べられましたが、担当部局とともにの正式な協議や、事業実施主体である理事会への出席もしておられません。

さらに疑念を抱くのは、民間事業者が福祉医療機構に融資を受けに東京に行くのに町職員が同行し、融資のお手伝いをするのも予算特別委員会で明らかになりました。

今後、町内の休園している民間園が施設を新設し、再園するとした場合、今後、町外の民間園が参入し、園を新設した場合も、当然町長が常に言われる公平の立場から、民間の負担割合の二分の一を補助することになります。

このようなことを想定した中での対応なのかは、解明されていません。

昨日、改元一三〇〇年祭本祭オープニングセレモニーに出席し、改めて血税の使われ方はこれでよいのか、職員の方々の働き方は大丈夫か、ブラックな働き方になっていないかを考えてしまいました。

今こそ町民から負託を受けた議会のチェック機能が問われます。町長は、町政の施策は経営だと言い切られます。経営とは、元来、綱を張り、土台を据えて建物をつくる、施策を講じるとの意もあります。そのことを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（吉田太郎君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 賛成討論をいたします。

今回、平成二十九年度的一般会計予算編成については、過去最大の百九億九千八百万円になりましたが、最大の要因としては、養老改元一三〇〇年祭の一大イベントが控えておるからでございます。

ます。

限られた財源の中で費用対効果を十分検証すべきと思いますが、養老町の未来のため、本祭をぜひ成功させて、今後の養老町の活性化、いわゆる地方創生の予算と考えます。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長（吉田太郎君） 反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十七、議案第二十四号 平成二十九年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず反対討論を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶあり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 国民健康保険特別会計予算の反対討論をいたします。

町民の全世帯の約半数、四千四百世帯、七千七百人の命を守るのが国民健康保険です。

国保は、他の協会健保などの公的医療保険に比べて高齢者や低所得者層が多く加入しているという構造的な問題を抱えています。議員の中に、国保を互助会のようなものとの認識があれば、それは大間違いです。国保は、国の国民皆保険という社会保障制度です。

— 昨年度の大幅な引き上げの際、私は激変緩和措置としての法定外繰り入れ措置についての見解を求めました。町長は、否定的ではありませんでしたが、新年度予算には残念ながら法定外繰り入れ措置はありませんでした。

今回の引き上げは、所得割の1%、約八千万円とのことですが、認定こども園への民間事業主体には九千万円も補助するのに、七千七百人の被保険者には値上げで予算編成することに、町民の理解は得られるでしょうか。

来年度は、国保の都道府県化を行うとされています。保険料は高くなることも予想され、被保険者にとり三年連続の値上げになることが懸念されます。

以上を申し述べ、反対討論といたします。

○議長（吉田太郎君） 賛成討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 賛成討論をいたします。

養老町の国民健康保険の特別会計、大変厳しい状況にあります。国民健康保険は加入者の受益であります。一般会計は、加入者以外の税も多く入って構成をされております。本来、国民健康保険は加入者の保険税で賄うのが本来のあり方であると、私は思っております。一般会計からの繰り入れは、極力抑えるのが本来の形であります。

よって、今回の保険料の値上げはやむを得ないものと思ひ、賛成といたします。

ただし、収納率の向上に努めていただくことを申し添えておきます。

○議長（吉田太郎君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 賛成討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） この健康保険につきましては、西濃地域十市町村を見ても、保険料の額、一人当たりかかる額が、十一市町村のうち八位、十一万一千八百円という状況です。

また、医療費の一世帯当たりの国民健康保険料の額につきましては、十一市町村のうち、二十七年で四番目ということで、三十一万五千八百円になっております。

やっぱり医療費がかかれば国民健康保険を上げるのは妥当と思ひ、賛成討論といたします。

○議長（吉田太郎君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十八、議案第二十五号 平成二十九年養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十九、議案第二十六号 平成二十九年養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十、議案第二十七号 平成二十九年養老町住

宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十一、議案第二十八号 平成二十九年養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十二、議案第二十九号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十三、議案第三十号 平成二十九年養老町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十四、議案第三十一号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十五、議案第三十二号 平成二十九年養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十六、議案第三十三号 平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第三十七、報告第一号 専決処

分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）は、上程
後議題とし、報告のみ受けます。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 報告第一号 専決処分の報告について（養
老町営住宅の管理に関する和解）の概要を説明させていただきます。
す。

この和解につきましては、訴えの提起後、相手方より滞納金を
返済するので和解したいとの申し出があり、平成二十九年三月三
日に大垣簡易裁判所において裁判上の和解が成立したため、専決
処分をいたしました。

和解した事項については、別紙専決処分書のとおりでございま
す。

以上、報告第一号 専決処分の報告についての説明とさせてい
ただきます。

○議長（吉田太郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第百八十条の第二項の規定によ
る議会への報告でありました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

次回の議会日程は、運営の審査及び所管事務の調査等について、
議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事
務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いた
しました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

この第一回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関す
る全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も
議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第一回定例会の審議内容等を報告する機
関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究につい
て、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしまし
た。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

総務民生、産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、
議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思いま
す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調
査・研究することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

議会改革、養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成二十九年第一回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでした。

（閉会時間 午前十一時十九分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十九年三月二十一日

議長 吉田太郎

議員 三田正敏

議員 早崎百合子